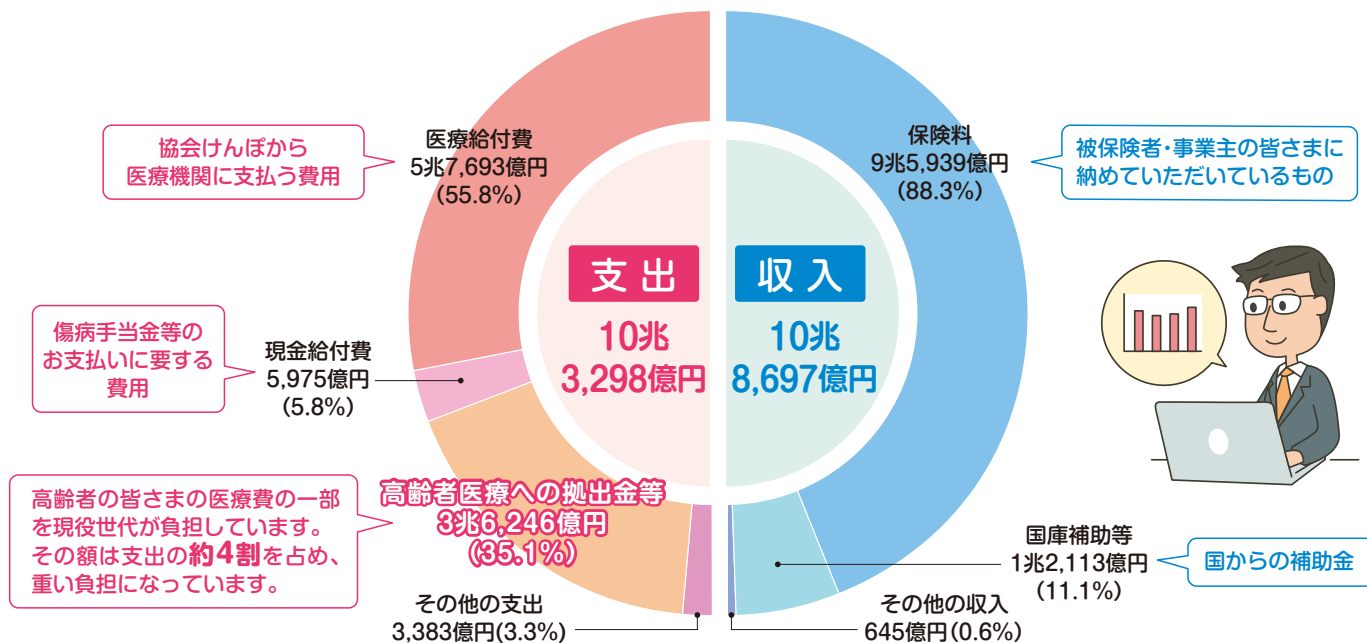




協会けんぽの令和元年度決算見込みのお知らせ



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。より詳しい決算見込みの内容は協会けんぽのホームページをご覧ください。

支出を削減するための取り組みの一部をご紹介します。

医療費の適正化

ジェネリック医薬品の使用促進

服用するお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。

加入者の
約7割の方が
使用しています

医療費軽減額は
約1,639億円
(累計)



ジェネリック医薬品
を希望します



医師・薬剤師に
「ジェネリック医薬品を希望します」
とご相談ください。

加入者様の健康づくり

特定健診・特定保健指導の推進

加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

健診当日に
特定保健指導

三重支部の実績

生活習慣病予防健診
受診率 **63.4%** (前年比 **2.1%**)

特定保健指導実施率 **18.4%** (前年比 **2.9%**)



健診当日に特定保健指導を
受けることができる健診機関
もあります。

令和2年度

被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを毎年度確認させていただいております。

令和2年度につきましても、被扶養者資格の再確認を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度の予定

確認の対象となる方

令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者
(ただし、令和2年4月1日以降に被扶養者になった者を除く)

送付時期

令和2年10月上旬から10月下旬にかけて順次お送りいたします。

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。



提出期限は

令和2年11月30日(月)です。
ご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年度の実績(全国分)

- 扶養解除者数 約6.6万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約15億円

こんなとき どうする?

出産のために会社を休んだとき

次の条件を満たした場合は、出産手当金が支給されます。

- ①被保険者が出産した(する)こと
- ②妊娠4か月(85日)以上の出産であること
- ③出産のため仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと

お手続き方法

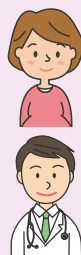
申請書を準備いただき、郵送にてご提出ください。

被保険者がご記入ください。



1/3ページ

上段は被保険者が、下段は医師・助産師がご記入ください。



2/3ページ

事業主をご記入ください。



3/3ページ

お問い合わせ先 ▶ 業務グループ Tel 059-225-3311

送付先 「514-1195 協会けんぽ三重支部」のみで届きます(住所は省略できます)。